

◎新潟県告示第945号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年8月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）1点  
公共測量（3級基準点測量）2点
- 2 作業期間 平成29年6月14日から平成29年10月31日まで
- 3 作業地域 新発田市滝谷地内